

## 公立大学法人公立小松大学第2期中期目標

### 基本的な目標

公立小松大学は、平成30年（2018年）、白山麓から日本海に至る豊かな自然と、産業・文化・国際・健康・教育都市としての伝統を背景に、小松市民によって設立された。市民から愛され、地域とともに育ち、世界に開かれた大学を目指す。

公立小松大学は、これまで地域で培われてきた教育資源と教育実績を礎として、「生産システム科学部 生産システム科学科」と「保健医療学部 看護学科、臨床工学科」及び「国際文化交流学部 国際文化交流学科」の3学部4学科並びに「サステイナブルシステム科学研究科 生産システム科学専攻、ヘルスケアシステム科学専攻、グローバル文化学専攻」の1研究科3専攻を擁し、科学技術の進歩、少子高齢化、グローバル化等現在から将来にわたる国内外の状況に対応できる人材育成を行うため、次の3つを基本的な目標とする。

- (1) 地域と世界で活躍する専門性に優れ人間性豊かな人材を育成する。
- (2) 持続可能な社会のため、生産システムや保健医療の科学技術を革新し、異文化交流を推進する。
- (3) 地域に貢献し、市民に支えられ、活力と幸せに富む地方を共創する。

### I 第2期中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

#### 1 第2期中期目標の期間

令和6年（2024年）4月1日から令和12年（2030年）3月31日までの6年間とする。

#### 2 教育研究上の基本組織

第2期中期目標を達成するため、公立小松大学に次のとおり教育研究上の基本組織を置く。

学部・研究科	学科・専攻
生産システム科学部	生産システム科学科
保健医療学部	看護学科、臨床工学科
国際文化交流学部	国際文化交流学科
サステイナブルシステム 科学研究科	生産システム科学専攻、ヘルスケアシステ ム科学専攻、グローバル文化学専攻

## II 教育研究等の質の向上に関する目標

### 1 教育に関する目標

#### (1) 教育の質保証の推進

学修者本位の教育の実現に向け、ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成及び実施に関する方針）及びアドミッション・ポリシー（入学者の受入れに関する方針）の3つの方針に基づく体系的で組織的な大学教育を推進する。また、学修成果の可視化や教育研究活動における自己点検・評価を実施し、教育の質保証と改善に取り組む。

#### (2) 学部教育

確かな基礎知識と高度な専門能力を有し、国際的な視野をもって地域と世界で活躍する創造力ある専門職業人を育成するとともに、地域の知の拠点として学術文化の振興と情報発信を担い、地域産業の持続的発展と健康で豊かな地域社会の実現、さらには我が国及びグローバル社会に顕在する課題の解決に寄与する。

#### 【生産システム科学部 生産システム科学科】

地域社会の様々なニーズに応えながら、循環型社会実現のための生産システム構築を目指す技術者や、関連分野で世界をリードする研究開発を担える人材を育成する。

#### 【保健医療学部 看護学科】

病を抱える人や老いを生きる人の心身の痛みに共感できるしなやかで繊細な感性と、人としての深さを併せもち、幅広い領域で求められる看護ケアを的確かつ柔軟に提供できる看護専門職業人を育成する。

**【保健医療学部 臨床工学科】**

高度化する医療技術と多様な医療環境の中でチーム医療の一員として、より安全で的確な医療技術の持続的提供と、社会に対する幅広い視野をもち、地域における保健医療福祉の活動に貢献できる基本的能力を持つ臨床工学技士および臨床工学教育・研究者を育成する。

**【国際文化交流学部 国際文化交流学科】**

人文・社会科学系の総合学部として、外国語力をベースとした国際社会に対する知識と国際感覚を備え、強い人間力と豊かな知性・感性をもって地域社会の創生と我が国の持続的発展に貢献できる人材を育成する。

(3) 大学院教育

学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展と産業の振興に寄与する。

これらの大学院の教育の目的を踏まえて学士課程と接続する3専攻を設定し、ディプロマ・ポリシー（修了認定・学位授与の方針）で求められる高度な専門知識・技能を身につけた学生を育成するため、カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成及び実施に関する方針）に基づき、教育課程を編成する。また、学部教育との一貫性を強化する。

(4) 入学者選抜

アドミッション・ポリシー（入学者の受入れに関する方針）に則った入学者選抜を行い、質の高い多様な学生を確保するとともに、継続的にその検証を行い、必要に応じて入学定員や選抜制度の見直しを行う。

(5) 学生支援

教職員が一体となって組織的に学生一人ひとりの学業・生活を支援する。また、学生が将来像を明確にし、社会的・職業的自立を図ることができるよう、1年次からのキャリア教育を実施するとともに、就職・進学等の支援体制を充実させる。

## 2 研究に関する目標

### (1) 研究の質の向上

特色ある基礎研究、応用研究、学際研究、分野融合型研究に取り組むことで、大学の「つよみ」を強化する。また、先端的な研究を推進することにより、イノベーションを創出し、その成果を国内外に広く発信する。併せて、外部機関との共同研究・受託研究を推進し、地域が抱える課題の解決や地域産業の発展につなげる。

### (2) 研究実施体制

新しい「知」を創造し、効果的な研究活動を遂行することができるよう、学内の研究環境を整備する。また、学内の研究成果を取りまとめ、研究IR（インスティテューショナル・リサーチ）を推進するとともに、研究活動における不正防止の徹底を図る。

## 3 国際交流に関する目標

### (1) 海外大学等との交流

協定締結校を拡充するとともに、学生の海外派遣や留学生の受け入れを促進し、世界で活躍できる人間性豊かな人材を育成する。また、海外大学等との学生や教職員の交流や異文化理解の機会を拡充する。

### (2) 地域における国際貢献

「世界に時めく日本海側の拠点都市こまつ」の一層の推進に資するため、地域の国際活動や国際関連課題解決に協力し、地域と世界の懸け橋としての役割を果たす。

### Ⅲ 地域貢献に関する目標

#### 1 地域貢献のための体制構築と地域との連携活動の推進

教育研究成果及び大学がもつ知的資源の社会への還元を果たし、もってまちの活力と未来を創生するため、地域の企業、医療・福祉施設、教育機関等との多様な連携を構築し、ものづくり、健康福祉、教育、文化、観光等の領域における地域との連携活動を推進する。

#### 2 地域の教育機関との連携

小・中・高等学校との連携を強化するとともに、講師派遣や個別の連携事業等を展開する。また、地域の児童生徒に教員や大学が持つ知識や学ぶ楽しさを伝え、子どもたちの教育の充実につなげる。

#### 3 社会人教育

身近な学びの拠点として、社会人のニーズに応じた社会人教育を積極的に推進し、地域の人びとが学びに触れ、自らを豊かにする場を創出する。

#### 4 学びを地域の活力に

多くの企業、施設、店舗、町内会等の理解のもとに、学生の活動や市民との交流を地域全体で展開するとともに、学生が地域と協働して課題解決に取り組み、持続可能な地域づくりに貢献する。

### Ⅳ 業務運営の改善及び効率化に関する目標

#### 1 組織運営の改善に関する目標

##### (1) 機動的な管理体制の構築と適切性の確保

内部統制機能を実質化させるため、経営の責任者である理事長と教学の責任者である学長のリーダーシップのもとに、社会の変化に柔軟かつ機動的に対応しうる戦略的な大学運営を行う。また、多様なステークホルダーの幅広い意見を聴き、その知見を大学経営に反映させる。

## **(2) 組織力の強化**

公立小松大学としてふさわしい組織風土の醸成に努め、教職員全員が法人の目的及び自らの役割を認識した上でそれぞれの専門性を活かし、一体となって教育・研究・地域貢献等の機能を最大化させる。

## **2 教育研究組織の見直しに関する目標**

教育、研究に対する社会的ニーズを踏まえつつ、大学がその特色を活かしてより適切に機能し得るよう、教育研究組織について適宜見直しを行う。

## **3 人事の適正化に関する目標**

### **(1) 教職員の人材確保と適正配置**

教職員の採用・人員配置を計画的に行うとともに、多様な人材を確保し、質の高い教育研究及び大学運営を推進する。

### **(2) 教職員の能力向上と評価制度の充実**

教職員に組織の方針を徹底し、その能力を最大限有効に活用していくため、FD（ファカルティ・ディベロップメント）及びSD（スタッフ・ディベロップメント）活動を推進する。また、教職員のエフォート及び実績を適切に評価する制度を構築することによって、教職員のモチベーションを高め、教育研究活動及び業務の活性化を図る。

## **4 業務の能率向上に関する目標**

事務等の効率化・合理化に向けた事務運営体制の見直し、DX（デジタルトランスフォーメーション）等のデジタル化の推進、外部委託の活用等により、業務の効率化・合理化を図る。

## **V 財務内容の改善に関する目標**

### **1 自己収入の増加に関する目標**

#### (1) 学生納付金

効果的な学生募集活動の展開による入学志願者の確保及び入学定員の充足に努め、安定した学生納付金の確保を図る。また、社会情勢、他大学の水準及び法人収支の状況を勘案して、適切な料金設定と安定した収入確保に努める。

#### (2) 外部研究資金等の獲得

科学研究費補助金をはじめとする競争的研究資金の獲得や、産学官連携、地域連携による共同研究費、受託研究費、その他外部研究資金、基金への寄附金等の確保に努める。

### 2 経費の節減に関する目標

安定的な大学運営を行うため、教育研究の水準の維持・向上に配慮しながら、予算の見直し及び効率的な執行により経費の節減に努める。

### 3 資産管理の改善に関する目標

大学施設や知的財産等、法人が保有する資産の適正な管理を図るとともに、資産の有効な活用に努める。

## VI 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標

### 1 評価の充実に関する目標

第2期中期目標の着実な達成に向けて、客観的なデータに基づく自己点検・評価を定期的実施するとともに、第三者評価（認証評価等）を踏まえ、課題の解決を継続的に進め、教育研究活動や業務運営の見直しと改善に取り組む。

### 2 情報公開と情報発信の推進に関する目標

#### (1) 積極的な情報提供の推進

公共性を有する法人として、法人経営・大学運営の透明性を確保するため、教育研究活動や業務運営等に関する積極的な情報提供を行い、社会への説明責任を果たす。

## (2) 効果的な広報活動の推進

大学が行う活動について広く社会に示すとともに、地域の理解を得ていくため、全学的な組織体制のもと、広報活動を推進し、特色ある教育研究活動や地域連携等の活動に関する広報を行う。

## Ⅶ その他業務運営に関する目標

### 1 施設設備の整備及び活用に関する目標

良好な教育研究環境の維持・向上のため、中長期的な構想に基づき、施設設備の整備充実を図る。

### 2 安全衛生管理に関する目標

学生及び教職員の安全を確保し、災害、事故、犯罪、感染症等の被害が軽減されるよう、危機管理体制を整備する。また、教職員の心身の健康保持増進のため、安全衛生管理に関する取り組みを充実する。さらに、個人情報を含む情報セキュリティ対策を強化する。

### 3 法令遵守等に関する目標

#### (1) 法令遵守及び人権の尊重

大学の全ての構成員に対して法令遵守を徹底し、適正な教育研究活動と業務運営を行う。また、人権を尊重し、構成員がいきいきと活躍できる環境を、ソフト・ハード両面から整備する。

#### (2) 内部監査

業務運営及び会計処理の適法性及び妥当性を公正かつ客観的に検証及び評価するため、計画に基づく内部監査を適正に実施する。

#### (3) 環境保全の推進

持続可能な社会の実現に向けて、環境に配慮した教育研究活動や業務運営を行い、省エネルギーやリサイクル等、全学的に環境負荷の軽減及び環境保全に取り組む。